

燕市告示第 1 8 6 号

燕市木造住宅耐震化事業補助金交付要綱(令和3年燕市告示第224号)の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

燕 市 長 鈴 木 力

題名を次のように改める。

燕市地震に強い住まいづくり支援事業実施要綱

第 1 条中「燕市木造住宅耐震化事業補助金」を「燕市地震に強い住まいづくり補助金」に改める。

第 2 条第 5 号中「倒壊の危険性があると判断された木造住宅」の次に「をいう。」を加え、同条第 6 号から第 10 号までを次のように改める。

(6) 高齢者等住宅 市内に所在する住宅であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 高齢者(65 歳以上の者)を含む世帯が居住する住宅

イ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者又は同法第 53 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者が居住する住宅

ウ 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者が居住する住宅

エ 新潟県療養手帳制度による療養手帳の交付を受けている者が居住する住宅

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する住宅

(7) 子育て世帯住宅 交付申請時点において、高校生年代まで(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで)の子を有する世帯が居住する住宅をいう。

(8) 耐震設計 耐震診断判定の結果、1.0 未満と診断された木造住宅の上部構造評点を 1.0 以上まで向上させる耐震改修工事を行うための設計をいう。

(9) 耐震改修工事 耐震設計を実施し、かつ、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事で、既存住宅の上部構造評点を 1.0 以上まで向上させる工事をいう。

(10) 部分耐震改修工事(1 回目) 高齢者等住宅について、耐震設計を実施し、かつ、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事で、既存住宅の上部構造評点を 0.7 以上、又は 2 階建て住宅の 1 階部分の上部構造評点を 1.0 以上まで向上させる工事をいう。

第 2 条第 13 号を同条第 18 号とし、同条第 12 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 2 条第 1 項第 3 号)」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 2 条第 1 項第 3 号)」に改め、同号を同条第 17 号とし、同条中第 11 号を第 16 号とし、第 10 号の次に次の 5 号を加える。

(11) 部分耐震改修工事(2 回目) 部分耐震改修工事(1 回目)を実施した高齢者等住宅について、上部構造評点を 1.0 以上まで向上させる工事をいう。

(12) 耐震建替工事 対象住宅の除却及び対象住宅の敷地を含む一団の土地における一戸建住宅の建築をいう。

(13) 住替除却工事 対象住宅から地震に対して安全な構造を有している住宅に転居し、対象住宅を除却する工事をいう。

(14) 耐震シェルター等設置工事 対象住宅(高齢者等住宅に限る。)について、耐震シェルター等(公的機関の認定を受けたもの)を対象住宅の 1 階部分に設置する工事をいう。

(15) 感震ブレーカー設置工事 対象住宅において感震ブレーカーを設置する工事をいう。

第 3 条第 1 項中「耐震改修工事、耐震建替工事(土砂災害特別警戒区域外のものに限る。)又は住替除却工事」を「次に掲げる工事」に改め、同項に

次の表を加える。

工事名称	備考
耐震改修工事	土砂災害特例警戒区域外のものに限る。
部分耐震改修工事(1回目)	土砂災害特別警戒区域外のものに限る。
部分耐震改修工事(2回目)	土砂災害特別警戒区域外のものに限る。
耐震建替工事	土砂災害特別警戒区域外のものに限る。
耐震シェルター等設置工事	土砂災害特別警戒区域外のものに限る。
住替除却工事	
感震ブレーカー設置工事	

第4条中「耐震改修工事」を「耐震改修工事、部分耐震改修工事(1回目)及び部分耐震改修工事(2回目)」に改める。

第8条中「燕市木造住宅耐震化事業補助金交付申請書(耐震改修・耐震建替・住替除却)(様式第1号)」を「燕市地震に強い住まいづくり補助金交付申請書(様式第1号)」に改める。

第11条中「燕市木造住宅耐震化事業補助金交付決定通知書(様式第2号)」を「燕市地震に強い住まいづくり補助金交付決定通知書(様式第2号)」に、「燕市木造住宅耐震化事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)」を「燕市地震に強い住まいづくり補助金不交付決定通知書(様式第3号)」に改める。

第12条第1項中「燕市木造住宅耐震化事業補助金交付申請取下届出書(様式第4号)」を「燕市地震に強い住まいづくり補助金交付申請取下届出書(様式第4号)」に改める。

第13条第1項中「燕市木造住宅耐震化事業補助金変更承認申請書(耐震改修・耐震建替・住替除却)(様式第5号)」を「燕市地震に強い住まいづくり補助金変更承認申請書(様式第5号)」に改め、同条第3項中「燕市木造住宅

耐震化事業補助金変更承認通知書(様式第 6 号)」を「燕市地震に強い住まいづくり補助金変更承認通知書(様式第 6 号)」に改める。

第 14 条第 1 項中「燕市木造住宅耐震化事業補助金実績報告書(耐震改修・耐震建替・住替除却)(様式第 7 号)」を「燕市地震に強い住まいづくり補助金実績報告書(様式第 7 号)」に改め、同条第 2 項中「燕市木造住宅耐震化事業補助金確定通知書(様式第 8 号)」を「燕市地震に強い住まいづくり補助金確定通知書(様式第 8 号)」に改める。

第 15 条中「燕市木造住宅耐震化事業補助金請求書(様式第 9 号。以下「請求書」という。)」を「燕市地震に強い住まいづくり補助金請求書(様式第 9 号。以下「請求書」という。)」に改める。

第 19 条を第 20 条とする。

第 18 条中「燕市木造住宅耐震化事業補助金返還命令書(様式第 11 号)」を「燕市地震に強い住まいづくり補助金返還命令書(様式第 13 号)」に改め、同条を第 19 条とする。

第 17 条第 2 項中「燕市木造住宅耐震化事業補助金交付決定取消通知書(様式第 10 号)」を「燕市地震に強い住まいづくり補助金交付決定取消通知書(様式第 12 号)」に改め、同条を第 18 条とする。

第 16 条中「前条の」を「第 15 条の規定による請求書の提出があったときは申請者に、前条の規定による請求書の提出があったときは補助金の受領を委任された者に、それぞれ」に改め、同条を第 17 条とし、第 15 条の次に次の 1 条を加える。

(代理受領)

第 16 条 申請者は、補助対象工事の契約を締結した者に補助金の受領を委任することができる。

2 前項の規定により補助金の受領を委任された者は、前条に定める請求書の提出に代えて、燕市地震に強い住まいづくり補助金代理受領請求書(様式第 10 号)及び燕市地震に強い住まいづくり補助金代理受領委任状(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

工事・事業区分	該当条項	補助金の額	限度額
耐震改修工事	第2条第9号	耐震改修工事に係る工事費の5分の4に相当する額	120万円 (高齢者等住宅にあつては140万円)
部分耐震改修工事(1回目)	第2条第10号	部分耐震改修工事に係る工事費の5分の4に相当する額	60万円
部分耐震改修工事(2回目)	第2条第11号		80万円
耐震建替工事	第2条第12号	耐震建替工事に係る工事費の5分の4に相当する額	80万円 (子育て世帯住宅にあつては110万円)
住替除却工事	第2条第13号	住替除却に係る除却費の23%に相当する額	50万円
耐震シェルター等設置工事	第2条第14号	耐震シェルター等設置工事に係る工事費の2分の1に相当する額	30万円
感震ブレーカー設置工事	第2条第15号	感震ブレーカー設置工事に係る工事費の5分の4に相当する額	5万円
省エネ設計等に関する事業	第3条の2第1号	省エネ設計等に係る委託費の3分の2に相当する額	20万円
省エネ改修に関する事業	第3条の2第2号	省エネ改修に係る工事費の23%に相当する額	40万円 (ZEH水準にあつては60万円)

備考 工事費及び委託料は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。

様式第1号から様式13号を次のように改める。

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

燕市長あて

申請者 住所 〒

氏名 (※) _____

電話番号 ()

燕市地震に強い住まいづくり補助金

交付申請書

燕市地震に強い住まいづくり支援事業について補助金の交付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

補助種別	(A)	☐ 耐震改修 ☐ 部分耐震改修（1回目・2回目） ☐ 耐震建替 ☐ 耐震シェルター等 ☐ 住替除却 ☐ 感震ブレーカー	
	(B)	☐ 省エネ設計等	
	(C)	☐ 省エネ改修	
対象住宅の所有者	1 申請者と同じ 2 申請者の親族(申請者との関係：) 住所 氏名		
所在地	燕市		
対象住宅の建築年	昭和 年 月	用途	☐ 戸建住宅 ☐ 併用住宅 ☐ 長屋
実施期間(予定)	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
(A)耐震 補助対象経費	円（消費税を除く）		
(B)省エネ設計等 補助対象経費	円（消費税を除く）		
(C)省エネ改修 補助対象経費 (断熱化工事費)	円（消費税を除く） （うち 断熱化： 円）		

※署名による場合は、押印を省略することができます。

設計者 (工事監理者)	所在地	
	事務所・氏名	
資格確認同意	私は、申請人資格等が適格であることを証する書類添付の代わりに、市において、戸籍、住民記録、家屋情報及び市税の収納状況の調査を行うことに同意します。また、市の調査員が敷地内に立ち入り、工事内容の確認を行うことについても同意します。本申請関係人にとっては私の責任において、本申請を行うこと、必要な調査を受けることについては説明し、了解を得ています。 氏名(自署).....	
必要書類	(A) ○耐震 1.耐震診断報告書の写し(上部構造評点が確認できる部分) 又は耐震診断調査票(耐震改修・部分耐震改修を除く) 2.見積書の写し 3.住宅の位置図(住宅地図等) 4.住宅外観の写真 5.その他市長が必要と認める書類 (B)(C) ○省エネ 1.見積書の写し	

※市記入欄			
項番	種別	確認項目	チェック欄
1	部分耐震改修 耐震シェルター等	高齢者等を含む世帯に該当している(補助条件) ※市外の場合は住民票の写しが必要	☐
2	耐震改修	高齢者等を含む世帯に該当する(上乗せ補助) ※市外の場合は住民票の写しが必要	☐
3	耐震塗装	子育て世帯に該当する(上乗せ補助) ※市外の場合は住民票の写しが必要	☐
4	共通	他の補助制度を利用していない	☐
5	共通	過去に同事業の補助金を受けていない	☐
6	共通	代理受領を利用する ※市内事業者または新潟県木造住宅耐震改修事業者リストに掲載されている県内事業者のみ	☐
	代理受領予定事業者		
	住所		
	事業者名		
	電話番号		

様式第2号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

燕 市 長

燕市地震に強い住まいづくり補助金

交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった燕市地震に強い住まいづくり補助金については、審査の結果、次のとおり交付決定したので、通知します。

1 交付決定額円

(内訳)

・耐震改修等円

・感震ブレーカー円

・省エネ設計等円

・省エネ改修円

2 補助金の交付の条件は次のとおりとする

様式第3号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

燕 市 長

燕市地震に強い住まいづくり補助金

不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった燕市地震に強い住まいづくり補助金については、審査の結果、次のとおり不交付決定としたので、通知します。

1 交付申請額円

2 補助金不交付の理由

様式第4号(第12条関係)

年 月 日

燕市長 様

申請者 住所 〒.....

氏名

電話番号(.....)

燕市地震に強い住まいづくり補助金

交付申請取下届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった燕市地震に強い住まいづくり支援事業について、申請を取下げたいので届け出ます。

記

1 取下げの理由

様式第5号(第13条関係)

年 月 日

燕市長 あて

申請者 住所 〒.....

氏名 (※).....

電話番号(.....)

燕市地震に強い住まいづくり補助金

変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった燕市地震に強い住まいづくり支援事業について、次のとおり変更したいので申請します。

補助種別	(A)	☐ 耐震改修 ☐ 部分耐震改修(1回目・2回目) ☐ 耐震建替 ☐ 耐震シェルター等 ☐ 住替除却 ☐ 感震ブレーカー
	(B)	☐ 省エネ設計等
	(C)	☐ 省エネ改修
(A)耐震 変更補助対象経費	円(消費税を除く)	
(B)省エネ設計等 変更補助対象経費	円(消費税を除く)	
(C)省エネ改修 変更補助対象経費 (断熱化工事費)	(うち 断熱化 : 円)	円(消費税を除く)
変更内容・理由		
要書類	1. 変更内容が確認できる図面等 2. 変更後の見積書(請求書)の写し 3. その他市長が必要と認める書類	

※署名による場合は、押印を省略することができます。

様式第6号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

燕 市 長

燕市地震に強い住まいづくり補助金

変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった燕市地震に強い住まいづくり補助金については、審査の結果、次のとおり承認したので、通知します。

補助種別：

1 補助金の交付決定額円

2 変更後の補助金の額円

3 補助金の交付の条件は次のとおりとする

様式第7号(第14条関係)

年 月 日

燕市長 へ

申請者 住所 〒.....

氏名 (※).....

電話番号(.....)

燕市地震に強い住まいづくり補助金

実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた燕市地震に強い住まいづくり支援事業が完了したので、必要書類を添えて報告します。

補助種別	(A)	☐ 耐震改修 ☐ 部分耐震改修(1回目・2回目) ☐ 耐震建替 ☐ 耐震シェルター等 ☐ 住替除却 ☐ 感震ブレーカー
	(B)	☐ 省エネ設計等
	(C)	☐ 省エネ改修
対象建築物 の所有者	1 申請者と同じ 2 申請者の親族(申請者との関係:) 住所 氏名	
所在地	燕市	
事業完了日	令和 年 月 日	
(A)耐震 補助対象経費	円(消費税を除く)	
(B)省エネ設計等 補助対象経費	円(消費税を除く)	
(C)省エネ改修 補助対象経費 (断熱化工事費)	円(消費税を除く) (うち 断熱化: 円)	

※署名による場合は、押印を省略することができます。

(A)耐震 交付決定額	円
(B)省エネ設計等 交付決定額	円
(C)省エネ改修 交付決定額	円
必要書類	○ 共通 1. 領収書等の支払者、支払額、支払先が確認できる書類の写し ※代理受領の場合は補助金の差額がわかる領収書等 2. その他市長が必要と認めるもの (A) ○ 耐震改修工事（部分耐震改修） 1. 耐震設計計算書及び耐震設計図書の写し 2. 竣工図 3. 工事写真 4. 工事費内訳書の写し ○ 耐震建替工事 1. 建築確認検査済証の写し（住宅建設に係るもの） 2. 写真（既存住宅除却後及び住宅建設後） 3. 工事費内訳書の写し ○ 住替除却工事 1. 写真（既存住宅除却前後） 2. 工事費内訳書の写し ○ 耐震シェルター等、感震ブレーカー工事 1. 写真（工事前後） 2. 工事費内訳書の写し (B) ○ 省エネ設計等 1. BELS 評価書及び設計成果品等の写し (C) ○ 省エネ改修 1. BELS 評価書及び設計成果品等の写し 2. 工事写真 3. 工事費内訳書の写し

様式第8号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

熱 市 長

熱市地震に強い住まいづくり補助金

確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった熱市地震に強い住まいづくり支援事業については、審査の結果、次のとおり補助金の額を決定したので、通知します。

1 補助金の額円

(内訳)

・耐震改修等円

・感震ブレーカー円

・省エネ設計等円

・省エネ改修円

様式第9号(第15条関係)

令和 年 月 日

燕市長 へ

住所

氏名 印

燕市地震に強い住まいづくり補助金

請求書

令和 年 月 日付 第 号による補助金の確定通知に基づき、燕市地震に強い住まいづくり支援事業による補助金を、次のとおり請求します。

1 補助金請求額 円

様式第10号(第16条関係)

年 月 日

燕市長 様

請求者 住 所 〒.....
氏 名
電話番号
(法人にあつては、所在地、名称、代表者氏名)
申請者 氏 名

燕市地震に強い住まいづくり補助金

代理受領請求書

令和 年 月 日付 第 号による補助金の確定通知に基づき、燕市地震に強い住まいづくり支援事業による補助金を、次のとおり請求します。

1 補助請求額円

年 月 日

燕市長 様

委任者 住 所 〒

氏 名 (自署)

電話番号 ()

燕市地震に強い住まいづくり補助金

代理受領委任状

私は、下記の者を代理受領者と定め地震に強い住まいづくり支援事業実施要綱第16条第2項の規定により、補助金の請求及び受領に係る権限を委任します。

代理受領者 住 所 〒

氏 名

電話番号 ()

(法人にあっては、所在地、名称、代表者氏名)

※注意事項

この委任状は補助金を代理請求する際に必ず必要となります。必要事項を記入し、代理受領請求書(様式第10号)とあわせて提出してください。

様式第12号(第18条関係)

第 号
年 月 日

様

燕 市 長

燕市地震に強い住まいづくり補助金

交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった燕市地震に強い住まいづくり支援事業については、次のとおり交付決定の取消しをしたので、通知します。

- 1 交付決定額円
- 2 交付決定取消額円
- 3 取消しの理由

様式第13号(第19条関係)

第 号
年 月 日

様

燕 市 長

燕市地震に強い住まいづくり補助金

返還命令書

年 月 日付けで燕市地震に強い住まいづくり補助金交付決定取消通知をした部分で、既に交付された補助金について、次のとおり返還してください。

1 返還額円

2 返還期限 年 月 日

3 返還理由

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。